

令和7年度 第7回 千葉県県土整備公共事業評価審議会で審議を行う事業

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の理由
1	道路計画課	国道道路改築 (道路事業) (国)296号	<p>国道296号については、主要渋滞箇所である中野木交差点や成田街道入口交差点において、交通容量の不足により旅行速度が著しく低下し、慢性的な渋滞が発生している状況である。このことから、交通の円滑化、安全性の確保、物流の効率化等を目的として、中野木交差点における花輪IC方向の左折専用車線の整備等による中野木交差点から成田街道入口交差点間の改良を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 24億円 ・事業延長 0.5km 	①

【評価の理由】 ①事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

②再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。
※現在事業中で、新たに評価対象となるもの。(国庫補助事業の採択を受けようとする、事業費増により40億円以上となるもの等)

③事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

○問合せ先

担当課	電話番号	備考
県土整備政策課	043-223-3121	審議会の運営に関すること
道路計画課	043-223-3287	道路事業に関すること

(参考) 千葉県県土整備公共事業評価審議会

・設置根拠：千葉県行政組織条例第28条第1項

・審議内容：千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、事業着手から完了に至る過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として事業の評価を行う